

徳島県経営戦略関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第三号

徳島県経営戦略関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県経営戦略関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。
別表第一の一の項中「七千円」を「一万四百円」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。